⚠ 社会保険労務士の皆様へお願い

求人者マイページの開設とマイページからの求人申込みについて

今年１月より、新ハローワークシステムが導入され、求人者マイページの開設によるオンライン求人申込みが新機能として追加されました。
すでに多くの企業様がマイページを開設の上、オンライン求人申込みをいただいているところですが、一部誤った取扱いや求人入力時の不備等により、マイページが開設できないケースや求人公開が遅れるケースが発生しています。
このパンフレットはこれらの事例についてご案内し、社会保険労務士の皆様におかれましてマイページのご利用時にご注意をお願いしたい事項について取りまとめたものです。

マイページの開設手続きについて

マイページの開設にあたっては、事業所にマイページの利用にあたっての確認事項をご確認いただいた上で受付をさせていただきます。このため、開設時には事業所ご担当者様のご来所をお願いいたします。

マイページ開設に使用するメールアドレスについて

マイページのアカウント（メールアドレス）は、事業所自身の責任の下で管理していただくものです。
事業所が委託する社会保険労務士等のメールアドレスを使用することはできません。

マイページ上に表示される個人情報の取り扱いについて

マイページ上では応募者氏名等の個人情報のほか、メッセージ機能による応募者とのやり取り等の情報に接することとなります。社会保険労務士等が、マイページ利用のため委託事業所の子アカウントの貸与を受ける場合には、個人情報の管理について事業所から委託された範囲内でお取り扱いください。

マイページから申込まれた求人内容に不備等があり公開が遅れたケース①

公正な採用選考を妨げる文言（明るく元気な方を募集、茶髪の方は不可、外国人は不可など）が記載されており、事業所への確認と説明のため公開が遅れた。

愛知労働局・ハローワーク

マイページから申込まれた求人内容に不備等があり公開が遅れたケース②

年齢制限ができないケース（有期契約、パート雇用など）で年齢による制限が記載されており、事業所への確認と説明のため公開が遅れた。

マイページから申込まれた求人内容に不備等があり公開が遅れたケース③

皆勤・精勤手当、住宅手当など、条件によって支給される手当を「(b)定額的に支払われる手当」欄に記載しており、事業所への確認と説明のため、公開が遅れた。

マイページから申込まれた求人内容に不備等があり公開が遅れたケース④

求人区分（一般（中途採用）・大卒等・高卒）を誤って入力したため受理ができず、あらためて正しい区分で入力をお願いし、公開が遅れた。

その他、マイページからの求人申込時にご注意をお願いしている事項

◆求人内容の変更について

「職種の変更」　（例：事務→営業）
「雇用形態の変更」（例：正社員→契約社員）
「就業場所の変更」（例：名古屋営業所→一宮営業所）
については、応募中・検索中の求職者の混乱を招くため、求人公開中の変更はできません。
新規求人としてお申し込みいただき、変更前内容の求人は求人取消の申し込みをしてください。

◆所定労働時間、残業時間、固定残業代について

求人条件として入力された労働条件が週40時間（特例44時間）を超えるケース（変形労働時間制の表示なく）、同じく時間外労働時間数が上限を超えるケースが散見されます。また、固定残業代が法の基準を満たしていないケースもあります。求人内容が法令違反とならないようご留意ください。

◆複数事業所（支店・営業所等）を持つ企業の基本情報の変更について

企業基本情報（法人名、本社所在地、法人番号等）欄は、同一法人内の事業所（支店等）すべてで情報が共有されるため、基本情報の変更はすべての事業所のデータに反映されますのでご留意ください。

◆マイページ専用ヘルプデスク

0570-077450　（月～金　9:30～18:00　年末年始　祝日除く／通話料がかかります）

◆求人者マイページ利用者マニュアル

厚生労働省ホームページに掲載　求人者マイページ利用者マニュアル　検索